解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年二月二十六日をもって、社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目二六番二六号

医療法人社団三親会

清算人　三谷　寧

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議及び岐阜県知事の認可により平成二十七年三月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

岐阜県土岐市泉町定林寺四一一番地二

宗教法人定林寺観音堂

清算人　加納　史郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月二十七日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

滋賀県草津市追分町一六六三番地

草津市追分丸尾土地区画整理組合

清算人代表　井塚　秀明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日佐賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

佐賀県伊万里市波多津町辻五二六五番地

辻生産森林組合

清算人　百武　誠

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目一七二番地二

埼玉県石油業厚生年金基金

代表清算人　井橋　吉一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

千葉県千葉市中央区千葉港七番一号

千葉県病院厚生年金基金

代表清算人　柏戸　正英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月十二日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、平成二十七年三月二十八日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

長野市上松三丁目二三番二〇号

医療法人なかむらクリニック

清算人　中村　敬而

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

福岡県福岡市博多区山王一丁目一〇番一五号

福岡県エルピーガス厚生年金基金

代表清算人　鶴原　健夫

解散公告（第三回）

当社は、平成十五年十二月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

群馬県利根郡みなかみ町師二四九番地

有限会社エム・エム・シー

清算人　馬場　春夫

解散公告（第三回）

当社は、平成十七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

東京都台東区東上野一丁目一四番九―四〇一号

株式会社櫻岳ビル

代表清算人　谷口五月子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月一日開催の理事会の決議並びに横浜市長の認可により、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

横浜市都筑区早渕二丁目三番二

社会福祉法人光と風のむら

清算人　渡邉　英則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに静岡市保健所長の認可により平成二十七年三月十日を以って解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

静岡県静岡市葵区銭座町一〇二番地の二

医療法人社団三明会

清算人　進藤　知彦

公益信託正田記念アジア留学生奨学基金平成二十六年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十六年度事業として、奨学生計三名に対し、総額二百五十二万円の奨学金支給事業を行い、残余財産百五万五千七百十九円を公益信託大槻記念アジア・アフリカ留学生奨学基金に寄付を行い、平成二十七年三月二十日に終了した。

平成二十七年四月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託正田記念アジア留学生奨学基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区青葉町十三丁目二一番、最後の住所札幌市厚別区青葉町十三丁目二一番一六号　被相続人　亡　蛯名　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

北海道札幌市中央区南二十三条西九丁目三番一一号

相続財産管理人　司法書士　大槻　一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市釈迦二九一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡田　髙雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目三七番地稲垣ビル四階弁護士法人星名法律事務所　相続財産管理人　弁護士　星名　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区武石町二丁目一〇六四番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　雅信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

東京都新宿区四谷四丁目三番地エクシーナ四谷七〇二蒼月法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　正彦